

第 9 回 農 業 委 員 会 議 事 録

- 1 開催日時 令和元年9月27日 午後3時00分から4時10分
- 2 開催場所 音更町役場 特別会議室
- 3 出席者

委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	松 川 博	出席	1 1	白 川 勝	出席
2	伊 藤 雅 明	出席	1 2	平 尾 秀 元	出席
3	小 原 悟	出席	1 3	大 場 隆 明	出席
4	土 田 純 雄	出席	1 4	西 川 彰	出席
5	貞 廣 涉	出席	1 5	鈴 木 賢	出席
6	石 王 雅 士	出席	1 6	大 西 忠 義	出席
7	林 雅 浩	出席	1 7	石 川 清 光	出席
8	茂古沼 美 則	出席	1 8	高 野 春 夫	出席
9	田 守 文 夫	出席	1 9	木野村 英 明	出席
1 0	大 熊 秀 之	出席			

事務局

職 名	氏 名
事 務 局 長	福 井 明 宏
農 地 振 興 係 長	木 谷 康 臣
農 地 振 興 係 主 任	小 川 健 太 郎
農 地 振 興 係 主 事	笹 原 貴 彦

- 4 議事録署名委員
 - 1 8 番 高野 春夫 委員
 - 1 9 番 木野村 英明 委員

- 5 付議した議案等

報告第1号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について

議案第2号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について

議案第3号 農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について

議案第4号 音更農業振興地域整備計画の変更に関する諮問について

議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第7号 土地の現況証明願について

議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決

定について
議案第9号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて

6 議事

(開会 午後3時00分)

議長 ただ今から、令和元年第9回音更町農業委員会総会を開催いたします。
ただ今の出席委員は19名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

議事録署名委員につきましては、18番 高野委員、19番 木野村委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

報告第1号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係長 (報告第1号第1項から第7項朗読、説明)

議長 説明が終わりました。みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 なければ、報告第1号を終了いたします。

次に、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係長 (報告第2号第1項から第4項朗読、説明)

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 なければ、報告第2号を終了いたします。

次に、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について」の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第1号第1項から第9項朗読、説明)

本件につきましては、いずれも農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。

なお、第1項及び第2項につきましては、後ほど議案第2号において農地法第3条の規定による所有権移転許可申請が、第3項につきましては、後ほど議案第6号において農地法第5条の規定による許可申請が、第8項につきましては、後ほど議案第9号においてあっせんの申出が、第9項につきましては、後ほど議案第8号において農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定がそれぞれございます。以上です。

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第1号第1項から第9項の件について、要件を満たしているということによろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第1号第1項から第9項については、要件を満たしている
と確認いたしました。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について」の第1項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第2号第1項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の1ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号のうち、第5号の2ヘクタールの下限面積に達しておりませんが、農地法施行令第2条第3項第1号に掲げる権利の取得後における耕作の事業が、草花等の栽培で、その経営が集約的に行われるものであると認められることから、例外許可事由にあたると思われまます。以上です。

議 長 議案第2号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。
貞廣委員から、調査報告をお願いいたします。

5 番 先日、譲渡人の方へ伺いましてお話を聞いてきております。譲受人とはとち酒文化再現プロジェクトの酒米作りからの付き合いであり、その話の中で譲受人が退職後にぶどうを作りたいということで話が進んだようでございます。売買される土地につきましては、ここ2年間、休閑地として一般畑作物の作付はされておらず、傾斜地等の土地条件も若干悪い畑でございます。金額的には地域の平均を下回る金額となっておりますが、土地条件等ここ2年ほど作られていなかったということを考えると地域平均に織り込むような材料にはならないのかなと考えております。お互いに3条の契約ということで合意しているということで問題はないと思っております。審議の方お願いいたします。

議 長 貞廣委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第2号第1項について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第2号第1項について、申請のとおり許可することに決定
いたします。

続きまして、議案第2号第2項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 （議案第2号第2項朗読、説明）

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の1ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議 長 議案第2号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。
白川委員から、調査報告をお願いいたします。

1 1 番 この畑ですけれども、今回、みなさまに農地パトロールで見ていただいた草が生え
ていた畑でございます。先日、譲渡人のお宅、そして譲受人の方には電話で畑の場所、
面積、総額と反当りの金額を確認いたしました。地域的にも場所的にも妥当な価格で
あると思われま
す。以上です。

議 長 白川委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませ
んか。

委 員 （全員なし）

議 長 議案第2号第2項について、申請のとおり許可することに決定してよろしい
ですか。

委 員 （全員異議なし）

議 長 ご異議なしと認め、議案第2号第2項について、申請のとおり許可することに
決定
いたします。

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について」
の第1項の件を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局長 （議案第3号第1項朗読、説明）

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の2ページの「農地法第3条調査
書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われ
ま
す。以上です。

議 長 議案第3号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。
林委員から、調査報告をお願いいたします。

7 番 今月の上旬に貸主と借主にお話を伺ってまいりました。貸主の離農に伴います賃貸
契約を結ぼうとするものでございます。契約期間を8年としているのは平成28年に
甥である借主と今回と同様に賃貸契約を結んでおきまして、終期を合わせるため
に、
8年ということでございます。賃貸料につきましては、こちらの地区の無難な価格
とな
っておりま
すので問題はないと思われま
す。以上です。

議 長 林委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませ
んか。

委 員 （全員なし）

議 長 議案第3号第1項について、申請のとおり許可することに決定してよろしい
ですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第3号第1項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号第2項の件を議題といたします。事務局から説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第2項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の2ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議長 議案第3号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。

茂古沼委員から、調査報告をお願いいたします。

8番 この案件ですけれども、貸主が借主そして北海道農業公社への売却を進めていた農地
であります。

先般、売買契約及び公社事業の覚書の合意解除が成されてそれに代わる3条の賃貸
借契約ということになっております。契約期間3か月ということで、今年いっぱいの
契約期間ということになっております。賃借料につきましては申請の平米で割り返す
とこのような金額となりますが、実際に耕作できる面積で割り返しますと若干高い賃
貸料となっております。地域調和要件についても問題はないと思われま
す。以上です。

議長 茂古沼委員から現地調査の報告がございましたが、補足説明ということで事務局の
方より説明をお願いいたします。

係長 事務的な手続きといたしまして補足として説明させていただきます。

令和元年9月4日に、ただ今、茂古沼委員からご説明がありましたけれども、今回
の貸主、借主による合意解除が成されております。その後、それを持ちまして音更町
告示第128号ということで令和元年9月11日付で集積計画の取消しの公告が成
されてございます。

今後の事務の進め方ということでご説明させていただきたいのですけれども、公告
を取消した後、新たに集積計画の公告をするようなことで考えてございまして、あ
っせんの申出を再度、賃貸借契約が終わりましたらしていただきまして、再度集積計
画ということで売却の方向に進めさせていただければなということ今のところ考
えてございます。以上です。

議長 補足説明が終わりました。みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第3号第2項について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第3号第2項について、申請のとおり許可することに決定

いたします。

次に、議案第4号「音更農業振興地域整備計画の変更に関する諮問について」の第1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 （議案第4号第1項朗読、説明）

本件につきましては、申出者が従業員のための駐車場を造成するために6,832.67平方メートルを農用地区域内農地から農業振興地域への用途区分の変更をするための諮問であります。

「調査書」につきましては、3ページから5ページとなります。

申請地の南側にある工場・店舗・事務所では、400名を超える従業員が従事しており、当初は工場敷地内の駐車場を従業員用として利用していましたが、近年、来客数が急増いたしまして駐車場を全て来客用に提供せざるを得ない状態になり、従業員は、約1.6キロメートル北に離れたIC工業団地内の会社敷地を駐車場として利用することがあり、そこから社員の車でピストン輸送するとのことでした。

さらに、冬季には、積雪や路面凍結で道路が危険であるとのことから、既存の工場敷地に隣接する申請地を、駐車場とすることを計画されたものであります。造成事業費は、土地購入費も含め総額3,800万円ほどであります。全て自己資金で賄うとのことでした。

なお、この後、議案第6号において本件に関する農地法第5条の規定によります転用許可申請についてご審議をいただきます。以上です。

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 （全員なし）

議 長 議案第4号第1項について、変更は適当である旨を答申することに決定してよろしいですか。

委 員 （全員異議なし）

議 長 ご異議なしと認めます。議案第4号第1項は、変更は適当である旨を答申することに決定いたします。

次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請について」の第1項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 （議案第5号第1項朗読、説明）

本件につきましては、申請者は、酪農業を営んでいますが、経営規模の拡大に伴い総頭数が増えていることから、特に離乳後の若齢育成牛の施設が不足するため、育成舎の建設を計画するものであります。

「調査書」につきましては、6ページから14ページになります。

立地基準につきましては、別添調査書の6ページにあるとおり、農用地区域内農地であり転用は原則不許可な土地ですが、農業用施設の建設のため農地法第4条第6項のただし書きの例外許可事由にあたると思われれます。

一般基準につきましては、別添調査書の7ページから9ページにあるとおりで、資力・信用力については、事業費と同等の自己資金の残高証明書が金融機関から提出

されております。また、転用することによって付近の農地には被害を及ぼすおそれはないと思われまます。以上です。

議 長 議案第5号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。
伊藤委員から調査報告をお願いいたします。

2 番 9月6日に事務局とともに現地を確認してまいりました。事務局の説明とも重複するところもありますけれども、規模拡大によって離乳後の育成牛の場所を確保するという結果、既存の施設では手狭になったということで新たに育成舎を建てるということとでございます。約60頭の規模で2か月くらい育成する牛舎であると聞いております。必要最小限の面積の転用であると思しますので許可相当であるというように判断いたします。以上です。

議 長 伊藤委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第5号第1項について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第5号第1項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」の第1項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第6号第1項朗読、説明)

本件につきましては、申請者が本申請地において土地を購入し、従業員のための駐車場を造成する計画であります。

申請地の南側にある工場・店舗・事務所は、当初工場敷地内の駐車場を従業員用として利用していましたが、近年、来客数が急増いたしまして、駐車場を全て来客用に提供せざるを得ない状態になり、従業員は、約1.6キロメートル北に離れた会社敷地も駐車場として利用しているとのこととあります。冬季には、積雪や路面凍結で道路が危険であるとのことから、安全性・利便性などを考慮して既存の工場敷地に隣接する申請地を駐車場とすることを計画されたものであります。造成される駐車場の収容台数は、204台を想定しています。

「調査書」につきましては、15ページから22ページとなります。

立地基準につきましては、別添調査書の15ページにあるとおり甲種農地であり転用は原則不許可な土地ですが、農地法施行規則第35条第5項の「既存施設の拡張として、既存の施設の敷地面積の2分の1を超えないものに限る」とする例外許可事由にあたると思われまます。

一般基準につきましては、別添調査書の16ページから17ページにあるとおりで、資力・信用力については、事業費と同等の自己資金の残高証明書が金融機関から提出されております。また、転用することによって付近の農地には被害を及ぼすおそれはないと思われまます。

なお、今回総会に諮りましてご了解いただければ、北海道農業会議へ意見を聴取するものであり、北海道農業会議の了解の後、許可することになります。以上です。

議 長 議案第6号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。
石王委員から調査報告をお願いいたします。

6 番 今、事務局の方からすべて説明がありましたので、細かいお話はしませんけれども、場所的には道の駅の公園予定地の一部になるのかなと思います。転用にあたり、差支えないと思いますので許可相当であると思われます。以上です。

議 長 石王委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第6号第1項について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第6号第1項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第7号「土地の現況証明願について」の第1項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第7号第1項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の23ページから24ページのとおりであります。利用状況は山林となっております。以上です。

議 長 議案第7号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。
貞廣委員から調査報告をお願いいたします。

5 番 丁度、こちらの土地の周辺に別件もありまして、9月11日、9月24日と数度足を運んで現地を確認しております。現状、木が生えておりまして畑に戻すということは不可能であると考えられます。残念なことはありますが山林への申請は妥当かと判断してまいりました。以上です。

議 長 貞廣委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第7号第1項について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第7号第1項について、願出のとおり証明することに決定をいたします。

次に、議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。議案第8号につきましては、先に第1項から第3項までの審議を行い、その後第4項から第15項までの案件を一括審議したいと思います。

それでは、まず議案第8号第1項については、小原委員に関する事案でありますので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、議事参与の制限となります。第1項を審議する前に、小原委員退席のため、暫時休憩といたします。

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。事務局からの説明を求めます。

係長 議案第8号第1項につきましては、先ほど、報告第1号であっせんの結果として報告をさせていただいておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。

本件は別添「調査書」25ページのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第8号第1項について、議案のとおり決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第8号第1項について、決定いたします。それでは、小原委員入室のため、暫時休憩といたします。

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。続きまして、議案第8号第2項については、貞廣委員に関する事案でありますので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、議事参与の制限となります。

第2項を審議する前に、貞廣委員退席のため、暫時休憩といたします。

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。事務局からの説明を求めます。

係長 議案第8号第2項につきましては、先ほど、報告第1号であっせんの結果として報告をさせていただいておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。

本件は別添「調査書」25ページのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第8号第2項について、議案のとおり決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第8号第2項について、決定いたします。それでは、貞廣委員入室のため、暫時休憩いたします。

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。続きまして、議案第8号第3項については、大西委員に関する事案でありますので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、議事参与の制限となります。

第3項を審議する前に、大西委員退席のため、暫時休憩いたします。

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。事務局からの説明を求めます。

係長 (議案第8号第3項朗読、説明)

本件は別添「調査書」25ページのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第8号第3項について、議案のとおり決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第8号第3項について、決定いたします。それでは、大西委員入室のため、暫時休憩いたします。

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。続きまして、議案第8号第4項から第15項までの件を一括議題とします。事務局からの説明を求めます。

係長 議案第8号第4項から第8項につきましては、先ほど、報告第1号であっせんの結果として報告をさせていただいておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。つきましては、第9項からご説明いたします。

(議案第8号第9項から第15項朗読、説明)

以上、第4項から第15項までにつきましては、別添「調査書」26ページから29

ページのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第8号第4項から第15項について、議案のとおり決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第8号第4項から第15項について、決定いたします。
次に、議案第9号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第9号第1項から第6項朗読、説明)

議長 説明が終わりました。

本日、午後2時より、農地調整部会が開催されており、議案第9号のあっせんの適格者の選定が行われております。伊藤部会長から報告をお願いいたします。

2番 あっせん適格者の報告をさせていただきます。

第1項、南中新政地区のAさんからの貸借の申出につきましては、適格者としていたしまして、今まで借りられていました富士地区のBさんの後継者であるCさん(35歳)を選定いたしました。

第2項、更生地区のDさんからの貸借の申出につきましては、適格者としていたしまして、今まで借りられていました更生地区のEさん(50歳)を選定いたしました。

第3項、錦地区のFさんからの貸借の申出につきましては、適格者としていたしまして、今まで借りられていました錦地区のGさん(56歳)、錦地区のHさん(62歳)、錦地区のIさん(41歳)、錦地区のJさん(48歳)の4名を選定いたしました。

第4項、大和地区のKさんからの貸借の申出につきましては、適格者としていたしまして、大和地区の有限会社L、大和地区の有限会社M、以上2法人を選定いたしました。

第5項、光和地区のNさんからの貸借の申出につきましては、適格者としていたしまして、今まで借りられていました西大牧地区のOさん(66歳)を選定いたしました。

第6項、光和地区のPさんからの売買の申出につきましては、適格者としていたしまして、今まで借りられていました光和地区のQさん(64歳)を選定いたしました。以上です。

議長 ただ今、伊藤部会長からあっせんの適格者の報告がございました。適格者につきまして、みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第9号第1項から第6項について、報告のとおり決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第9号第1項から第6項について、報告のとおり決定いたします。
続いて、事務局からあっせん委員の報告をいたします。

事務局長 (あっせん委員の発表)

議長 ただ今、あっせん委員の発表がありました。あっせん委員のみなさんには、よろしくお願ひいたします。なお、あっせん委員会の日程につきましては、この総会終了後に事務局からご案内をいたします。

以上で議案は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和元年第9回音更町農業委員会総会を閉会させていただきます。

(閉会 午後4時10分)

以上、会議の顛末を録し議事録とする。

令和元年9月27日

議長 大熊秀之